

第五十五回国会 衆議院 逓信委員会議録 第十一号

昭和四十二年六月七日(水曜日)

午前十時十一分開議

出席委員

委員長 松澤 雄藏君

理事 秋田 大助君

理事 志賀健次郎君

理事 森本 靖君

小淵 恵三君

亀岡 高夫君

徳安 實藏君

羽田武嗣郎君

水野 清君

金丸 徳重君

樋上 新一君

出席國務大臣

郵政大臣 小林 武治君

出席政府委員

郵政政務次官 田澤 吉郎君

郵政大臣官房長 竹下 一記君

郵政省電波監理局長 浅野 賢澄君

委員外の出席者

郵政省電波監理局放送部長 左藤 恵君

會計検査院事務総局第五局長 佐藤 三郎君

参 考 人 (日本放送協会) 前田 義則君

参 考 人 (日本放送協会) 小野 吉郎君

参 考 人 (日本放送協会) 三熊 文雄君

参 考 人 (日本放送協会) 赤城 正武君

参 考 人 (日本放送協会) 赤城 正武君

参 考 人 (日本放送協会) 赤城 正武君

参 考 人 (日本放送協会) 赤城 正武君

参 考 人 (日本放送協会) 赤城 正武君

参 考 人 (日本放送協会) 野村 達治君

参 考 人 (日本放送協会) 浅沼 博君

参 考 人 (日本放送協会) 志賀 正信君

参 考 人 (日本放送協会) 佐野 弘吉君

参 考 人 (日本放送協会) 野村 忠夫君

参 考 人 (日本放送協会) 内山 敬三君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

参 考 人 (日本放送協会) 水田 誠君

同(愛知一君紹介)(第二二二〇号)

同(徳安實藏君紹介)(第二二二五号)

同(佐々木義武君紹介)(第二二四三三三)

有線放送電話制度確立に関する諸願外十一件

(松野幸泰君紹介)(第二二四二二二)

同外七件(武藤嘉文君紹介)(第二二四三三三)

同外三十三件(金子一平君紹介)(第二二五三三三)

同外十二件(楠兼次郎君紹介)(第二二五七三三)

同外三件(山本幸一君紹介)(第二二六七三三)

簡易郵便局法の一部改正に関する諸願外一件

(井上泉君紹介)(第二二八〇三三)

戦傷病者に対する放送受信料免除に関する諸願

(小川半次君紹介)(第二二八三三三)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

理事の補欠選任

参考人出頭要求に関する件

放送法の一部を改正する法律案(内閣提出第一

三七七号)

日本放送協会昭和三十九年度財産目録、貸借対

照表及び損益計算書

○松澤委員長 これより會議を開きます。

この際、おはかりいたします。

去る二日理事佐々木良作君が委員を辞任されま

した結果、理事が一名欠員となっておりますの

で、これよりその補欠選任を行ないたいと存じま

すが、先例により委員長において指名するに御異

議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○松澤委員長 御異議なしと認めます。それでは

佐々木良作君を理事に指名いたします。

○松澤委員長 次に、参考人出席要求の件につい

ておはかりいたします。

日本放送協会昭和三十九年度財産目録、貸借対

照表及び損益計算書についてその審査が終了する

まで、随時参考人として日本放送協会当局の出席

を求めることとしたいと存じますが、御異議あり

ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○松澤委員長 御異議なしと認めます。よって、

さように決しました。

なお、参考人の人選、手続等については委員長

に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませ

んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○松澤委員長 御異議なしと認めます。よって、

さように決しました。

○松澤委員長 放送法の一部を改正する法律案を

議題とし、その審査に入ります。

放送法の一部を改正する法律案

放送法の一部を改正する法律

放送法(昭和二十五年法律第三十二号)の一部

を次のように改正する。

第三十二条第一項ただし書を次のように改め

る。

ただし、放送の受信を目的としない受信設備

又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送

であつて、テレビジョン放送に該当しないもの

をいう)に限り受信することのできる受信設備

のみを設置した者については、この限りでな

い。

附 則

- 1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現に日本放送協会が改正前の第三十二条第一項の規定により改正後の同項ただし書に規定する者と締結している契約は、この法律の施行の日に、将来に向かつて解除されるものとする。

理 由

放送の普及発展の現況にかんがみ、ラジオ放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者は、日本放送協会と受信契約を締結することを要しないものとする措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松澤委員長 まず、提案理由の説明を聴取いたします。小林郵政大臣

○小林国務大臣 ただいま議題となりました放送法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

放送法第三十二条第一項におきましては、日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備を設置している者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならないと定めております。

この契約は、協会がその使命を達成する上に必要な経費の財源として徴収する受信料の基礎となるものであります。

現在この契約に関し、協会におきましては、すべての種類の放送の受信についての契約と、ラジオ放送のみの受信についての契約とに分けて締結しているところですが、最近における放送

の普及発展の現況にかんがみまして、この際、ラジオ放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については受信契約の締結を要しないことといたしますことが適当であると考えられますので、このたびの改正を行なおうとするものであります。なお、この措置は昭和四十三年四月一日から実施するようにいたしております。

以上がこの法律案の提案の理由でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

○松澤委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○松澤委員長 日本放送協会昭和三十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書を議題とし、審査に入ります。

日本放送協会昭和39年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

40 換 第 633 号  
昭和40年11月18日

内閣総理大臣殿

会計検査院長 小峰 保栄國

日本放送協会昭和39事業年度貸借対照表等の

回付について

日本放送協会昭和39事業年度財産目録、貸借対照表および損益計算書ならびにこれに関する説明書の検査を了したので回付する。  
なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1 昭和39年度財産目録

財 産 目 録  
昭和40年3月31日現在

| 科 目                                               | 内 容             |                             | 計 額           | 合 計            |
|---------------------------------------------------|-----------------|-----------------------------|---------------|----------------|
|                                                   | 摘 要             | 金 額                         |               |                |
| (資 産 の 部)<br>流 動 資 産<br>現 金 預 金                   | 現 金             | 小口現金を含む                     | 27,037,460    | 7,036,568,032  |
|                                                   | 銀 行 預 金         |                             | 4,235,873,116 |                |
| 受 信 料 未 収 金                                       | 振 替 預 貯 金       |                             | 6,800,920     | 4,269,711,496  |
|                                                   | 受 信 料 未 収 金 引当金 |                             |               |                |
| 委託修理業務用物<br>品<br>貯 蔵 品<br>前 払 費 用<br>その他の流動資<br>産 | 受 信 料 未 収 金 引当金 | 受 信 料 未 収 金 の 徴 収 不 能 見 越 額 | 623,955,011   | 246,955,011    |
|                                                   |                 | 放 送 受 信 用 機 器 修 理 業 務 用 物 品 |               |                |
| 受 信 料 未 収 金                                       | 受 信 料 未 収 金 引当金 | 受 信 料 未 収 金 の 徴 収 不 能 見 越 額 | 377,000,000   | 9,586,170      |
|                                                   |                 | 放 送 受 信 用 機 器 修 理 業 務 用 物 品 |               |                |
| 委託修理業務用物<br>品<br>貯 蔵 品<br>前 払 費 用<br>その他の流動資<br>産 | 受 信 料 未 収 金 引当金 | 受 信 料 未 収 金 の 徴 収 不 能 見 越 額 | 623,955,011   | 147,287,383    |
|                                                   |                 | 放 送 受 信 用 機 器 修 理 業 務 用 物 品 |               |                |
| 受 信 料 未 収 金                                       | 受 信 料 未 収 金 引当金 | 受 信 料 未 収 金 の 徴 収 不 能 見 越 額 | 377,000,000   | 59,586,353     |
|                                                   |                 | 放 送 受 信 用 機 器 修 理 業 務 用 物 品 |               |                |
| 委託修理業務用物<br>品<br>貯 蔵 品<br>前 払 費 用<br>その他の流動資<br>産 | 受 信 料 未 収 金 引当金 | 受 信 料 未 収 金 の 徴 収 不 能 見 越 額 | 623,955,011   | 2,303,441,619  |
|                                                   |                 | 放 送 受 信 用 機 器 修 理 業 務 用 物 品 |               |                |
| 受 信 料 未 収 金                                       | 受 信 料 未 収 金 引当金 | 受 信 料 未 収 金 の 徴 収 不 能 見 越 額 | 377,000,000   | 307,303,869    |
|                                                   |                 | 放 送 受 信 用 機 器 修 理 業 務 用 物 品 |               |                |
| 委託修理業務用物<br>品<br>貯 蔵 品<br>前 払 費 用<br>その他の流動資<br>産 | 受 信 料 未 収 金 引当金 | 受 信 料 未 収 金 の 徴 収 不 能 見 越 額 | 623,955,011   | 992,159,670    |
|                                                   |                 | 放 送 受 信 用 機 器 修 理 業 務 用 物 品 |               |                |
| 受 信 料 未 収 金                                       | 受 信 料 未 収 金 引当金 | 受 信 料 未 収 金 の 徴 収 不 能 見 越 額 | 377,000,000   | 980,740,848    |
|                                                   |                 | 放 送 受 信 用 機 器 修 理 業 務 用 物 品 |               |                |
| 委託修理業務用物<br>品<br>貯 蔵 品<br>前 払 費 用<br>その他の流動資<br>産 | 受 信 料 未 収 金 引当金 | 受 信 料 未 収 金 の 徴 収 不 能 見 越 額 | 623,955,011   | 0              |
|                                                   |                 | 放 送 受 信 用 機 器 修 理 業 務 用 物 品 |               |                |
| 受 信 料 未 収 金                                       | 受 信 料 未 収 金 引当金 | 受 信 料 未 収 金 の 徴 収 不 能 見 越 額 | 377,000,000   | 2,700,000      |
|                                                   |                 | 放 送 受 信 用 機 器 修 理 業 務 用 物 品 |               |                |
| 委託修理業務用物<br>品<br>貯 蔵 品<br>前 払 費 用<br>その他の流動資<br>産 | 受 信 料 未 収 金 引当金 | 受 信 料 未 収 金 の 徴 収 不 能 見 越 額 | 623,955,011   | 5,730,000      |
|                                                   |                 | 放 送 受 信 用 機 器 修 理 業 務 用 物 品 |               |                |
| 受 信 料 未 収 金                                       | 受 信 料 未 収 金 引当金 | 受 信 料 未 収 金 の 徴 収 不 能 見 越 額 | 377,000,000   | 14,807,232     |
|                                                   |                 | 放 送 受 信 用 機 器 修 理 業 務 用 物 品 |               |                |
| 委託修理業務用物<br>品<br>貯 蔵 品<br>前 払 費 用<br>その他の流動資<br>産 | 受 信 料 未 収 金 引当金 | 受 信 料 未 収 金 の 徴 収 不 能 見 越 額 | 623,955,011   | 65,658,914,781 |
|                                                   |                 | 放 送 受 信 用 機 器 修 理 業 務 用 物 品 |               |                |
| 受 信 料 未 収 金                                       | 受 信 料 未 収 金 引当金 | 受 信 料 未 収 金 の 徴 収 不 能 見 越 額 | 377,000,000   | 20,233,054,731 |
|                                                   |                 | 放 送 受 信 用 機 器 修 理 業 務 用 物 品 |               |                |
| 委託修理業務用物<br>品<br>貯 蔵 品<br>前 払 費 用<br>その他の流動資<br>産 | 受 信 料 未 収 金 引当金 | 受 信 料 未 収 金 の 徴 収 不 能 見 越 額 | 623,955,011   | 4,734,872,910  |
|                                                   |                 | 放 送 受 信 用 機 器 修 理 業 務 用 物 品 |               |                |
| 受 信 料 未 収 金                                       | 受 信 料 未 収 金 引当金 | 受 信 料 未 収 金 の 徴 収 不 能 見 越 額 | 377,000,000   | 7,400,646,787  |
|                                                   |                 | 放 送 受 信 用 機 器 修 理 業 務 用 物 品 |               |                |
| 委託修理業務用物<br>品<br>貯 蔵 品<br>前 払 費 用<br>その他の流動資<br>産 | 受 信 料 未 収 金 引当金 | 受 信 料 未 収 金 の 徴 収 不 能 見 越 額 | 623,955,011   | 5,175,387,943  |
|                                                   |                 | 放 送 受 信 用 機 器 修 理 業 務 用 物 品 |               |                |

| 科 目                 | 内 容              |                                                                                                                                               | 計 額                                                                                                                            | 合 計 |
|---------------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|                     | 摘 要              | 金 額                                                                                                                                           |                                                                                                                                |     |
| 機 械                 | 減価償却引当金          | 同上減価償却引当金<br>2,225,258,844                                                                                                                    | 22,056,426,870                                                                                                                 |     |
|                     | 機 械              | 放 送 機 ほか<br>同上減価償却引当金<br>40,006,106,152<br>△ 17,949,679,282                                                                                   |                                                                                                                                |     |
| 器 具 什 器             | 器具什器             | 楽器・事務用什器<br>ほか<br>同上減価償却引当金<br>367,566,198<br>219,841,434                                                                                     | 147,724,764                                                                                                                    |     |
| 土 建 設 仮 勘 定 特 定 資 産 | 減価償却引当金          | 同上減価償却引当金<br>局舎敷地ほか<br>局舎敷地ほか<br>放送債券償還資金<br>積立金<br>放送債券償還資金<br>積立金<br>局舎敷地賃借料未<br>経過分ほか<br>放送債券発行差金<br>未償却額<br>269,735,849<br>80,212,459,583 | 9,643,213,093<br>8,403,107,380<br>7,202,100,000<br>7,202,100,000<br>314,876,770<br>45,140,921<br>269,735,849<br>80,212,459,583 |     |
| 繰 延 勘 定 前 払 費 用     | 放送債券発行差金         | 物品購入代未払金<br>ほか<br>昭和40年度以降分<br>受信料前受金<br>854,078,422<br>933,713,915<br>239,264,228                                                            |                                                                                                                                |     |
| 資 産 合 計             |                  |                                                                                                                                               | 2,027,056,565<br>0                                                                                                             |     |
| (負債の部)              |                  |                                                                                                                                               |                                                                                                                                |     |
| 流 動 負 債             |                  |                                                                                                                                               |                                                                                                                                |     |
| 短 期 借 入 金           | 前 受 収 益          | 前外技術協力費前<br>受分<br>2,501,360                                                                                                                   |                                                                                                                                |     |
| 未 払 金               | 預 り 金            | 集金委託保証金ほ<br>か<br>51,527,000                                                                                                                   |                                                                                                                                |     |
| 受信料前受金              | 預 り 有 価 証 券      | 集金委託保証有価<br>証券<br>2,700,000                                                                                                                   |                                                                                                                                |     |
| その他の流動負債            | 自動車損害賠償支<br>払準備金 | 自動車損害賠償保<br>障法による積立金<br>源泉徴収所得税ほ<br>か<br>11,455,605<br>171,080,263                                                                            |                                                                                                                                |     |

| 科 目       | 内 容 |     | 計 額 | 合 計                           |
|-----------|-----|-----|-----|-------------------------------|
|           | 摘 要 | 金 額 |     |                               |
| 固 定 負 債   |     |     |     |                               |
| 放 送 債 券   |     |     |     | 33,303,115,956                |
| 長 期 借 入 金 |     |     |     | 24,602,600,000                |
| 退職手当引当金   |     |     |     | 7,800,515,956                 |
| 負債 合 計    |     |     |     | 900,000,000<br>35,330,172,521 |

2 昭和39年度貸借対照表

貸 借 対 照 表

昭和40年3月31日現在

| (科 目)           |  | (金 額)          | (科 目)           |  | (金 額)          |
|-----------------|--|----------------|-----------------|--|----------------|
| (資 産 の 部)       |  |                | (資 産 の 部)       |  |                |
| 流 動 資 産         |  |                | 流 動 資 産         |  |                |
| 現 金 預 金         |  | 4,269,711,496  | 現 金 預 金         |  | 0              |
| 受 信 料 未 収 金     |  | 623,955,011    | 受 信 料 未 収 金     |  | 854,078,422    |
| 未 収 受 信 料 欠 損   |  | 246,955,011    | 未 収 受 信 料 欠 損   |  | 933,713,915    |
| 引 当 金           |  | 377,000,000    | 引 当 金           |  | 239,264,228    |
| 委託修理業務用物<br>品   |  | 9,586,170      | 委託修理業務用物<br>品   |  | 2,027,056,565  |
| 貯 蔵 品           |  | 147,287,383    | 貯 蔵 品           |  | 7,800,515,956  |
| 前 払 費 用         |  | 59,586,353     | 前 払 費 用         |  | 900,000,000    |
| その他の流動資産        |  | 2,303,441,619  | その他の流動資産        |  | 24,602,600,000 |
| 流動資産合計          |  | 7,036,568,032  | 流動資産合計          |  | 7,800,515,956  |
| 固 定 資 産         |  |                | 固 定 資 産         |  |                |
| 建 物             |  | 24,967,927,641 | 建 物             |  | 33,303,115,956 |
| 建物減価償却引<br>当金   |  | 4,734,872,910  | 建物減価償却引<br>当金   |  | 33,303,115,956 |
| 構 築 物           |  | 7,400,646,787  | 構 築 物           |  | 7,800,515,956  |
| 構築物減価償却<br>引当金  |  | 2,225,258,844  | 構築物減価償却<br>引当金  |  | 7,800,515,956  |
| 機 械             |  | 40,006,106,152 | 機 械             |  | 900,000,000    |
| 機械減価償却引<br>当金   |  | 17,949,679,282 | 機械減価償却引<br>当金   |  | 35,330,172,521 |
| 器 具 什 器         |  | 367,566,198    | 器 具 什 器         |  | 30,000,000,000 |
| 器具什器減価償<br>却引当金 |  | 219,841,434    | 器具什器減価償<br>却引当金 |  | 4,662,507,674  |
| 土 建 設 仮 勘 定     |  | 9,643,213,093  | 土 建 設 仮 勘 定     |  | 8,857,022,162  |
|                 |  | 8,403,107,380  |                 |  | 1,362,757,226  |

|         |                |        |                |
|---------|----------------|--------|----------------|
| 固定資産合計  | 65,658,914,781 | 資本合計   | 44,882,287,062 |
| 特定資産    | 7,202,100,000  | 負債資本合計 | 80,212,459,583 |
| 減価償却放   | 7,202,100,000  |        |                |
| 繰延勘定費用  | 45,140,921     |        |                |
| 前払費用    | 269,735,849    |        |                |
| 放送債発行差金 | 314,876,770    |        |                |
| 繰延勘定合計  | 80,212,459,583 |        |                |
| 資産合計    |                |        |                |

3 昭和39年度損益計算書  
昭和39年4月1日から昭和40年3月31日まで

| (科目)   | 目              | (金額) |
|--------|----------------|------|
| 事業収入   | 65,402,778,280 |      |
| 受取利息   | 122,638,000    |      |
| 雑収入    | 1,110,114,239  |      |
| 事業収入合計 | 66,635,530,579 |      |
| 事業支出   | 45,778,567,998 |      |
| 減価償却費  | 6,621,274,349  |      |
| 事業連経費  | 4,015,908,844  |      |
| 事業支出合計 | 56,415,751,191 |      |
| 資本支出   | 8,857,022,162  |      |
| 当期末剰余金 | 1,362,757,226  |      |

4 昭和39年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書  
昭和39年度財産目録、貸借対照表および損益計算書に関する説明書

1 概要  
昭和39年度は、37年度を起点とする第2次6カ年計画の第3年度としての諸計画を積極的に推進し、ラジオ、テレビジョン放送の全国普及と国民の要望するすぐれた放送の実施に努力するとともに極力受信契約者の増加につとめ財政基盤の安定を図った。

は、次のとおりである。

2 財産目録と貸借対照表

(1) 資産の部  
当年度末の資産総額は、前年度末の653億6,681万円に比べ148億4,565万円増加し、802億1,246万円となったが、その内容は次のとおりである。

ア 流動資産  
当年度末の流動資産は、前年度末の77億2,912万円に比べ6億9,255万円減少し、70億3,657万円となったが、これは主として現金預金、受取利息等の減少によるもので、その内容は次のとおりである。

○現金預金 42億6,971万円  
○受取利息 2億4,695万円  
当年度末の受取利息収入額6億2,395万円から、翌年度における収納不能見込額3億7,700万円を欠損引当金として差し引き、計上したものである。

○委託修理業務用物品 959万円  
放送法第9条等2項により行なっている受信機委託修理業務用物品および受信障害防止用物品の当年度末額、即額である。

○貯蔵品 1億4,729万円  
フィルム、耐品、被服、その他事務用備品・消耗品等の当年度末額、即額である。

○前払費用 5,959万円  
長期借入金利息、スタジオおよび事務室の借上料、外国雑誌購読料等の未経過分および前払分で翌年度の費用となるものである。

○その他の流動資産 23億344万円  
建物賃借保証金、電信電話債券等の有価証券および定期預金利息の未収分等である。

イ 固定資産  
当年度末の固定資産は、前年度末の516億

1,577万円に比べ建設による増加は208億2,570万円であるが、当年度減価償却引当金66億2,127万円、その他の増減の結果140億4,314万円の増加で656億5,891万円である。

上記建設による増加は、当年度の建設計画に基づき、主として新島ほか86カ所の総合テレビ局の建設、若松ほか91カ所の教育テレビ局の建設、釧路、京都ほかの放送会館の建設、その他放送設備関係機器・事務用機器の整備および局舎・宿舍の増改築を実施したためである。

当年度末における固定資産の資産別内訳は、次表のとおりである。

| 区分     | 金額          |
|--------|-------------|
| 建築物    | 202億3,305万円 |
| 構築物    | 51億7,539万円  |
| 機械器具   | 220億5,643万円 |
| 什器     | 1億4,772万円   |
| 土地     | 96億4,321万円  |
| 建設仮勘定  | 84億311万円    |
| 固定資産合計 | 656億5,891万円 |

注1 建物、構築物、機械、器具什器については、減価償却引当金を差し引いた額である。

注2 建設仮勘定は、放送センター、甲府放送会館建設等、当年度末において未完成のものである。

ウ 特定資産(減価償却放)

放送法第42条第3項により積み立てた放送債券償還のための資金であり、前年度末の55億6,934万円に比べ16億3,276万円増加し、72億210万円である。

エ 繰延勘定  
翌年度以降の各年度にわたってそれぞれ費用に割当てられるべきもので、前年度末の4億5,258万円に比べ1億3,770万円減少し、

(注 1万円未満4捨5入)

一日現在における資産総額は、八百二億一千二百万円、前年度に比し百四十八億四千五百万円の増加となっており、これに照応する負債総額は三百五十三億三千九百九十九万円、前年度に比し百六十六億九千六百九十九万円の増加、資本総額は四百四十八億八千二百九十九万円、前年度に比し百一億四千九百九十九万円の増加となっており、

資産の内容を見ますと、流動資産は七十億三千六百九十九万円、固定資産は六百五十六億五千九百九十九万円、特定資産は七十二億二千九百九十九万円、繰り延べ勘定は三億一千五百九十九万円となっております。また、負債の内容は、流動負債は二十億二千九百九十九万円、固定負債は三百三十三億三千九百九十九万円、長期借入金七十八億九千九百九十九万円、退職手当引当金九億九千九百九十九万円、資本三百億、積み立て金四十六億六千二百九十九万円、当期資産充当金八十八億五千七百九十九万円、当期剰余金十三億六千三百九十九万円となっております。

次に損益につきましても、事業収入は六百六十六億三千六百九十九万円、前年度に比し六十五億一千二百九十九万円の増加であり、事業支出は五百六十四億一千六百九十九万円、前年度に比し六十五億三千七百九十九万円の増加、資本支出充当は八十八億五千七百九十九万円、前年度に比し六億四百九十九万円の増加となっております。したがって、当期剰余金は十三億六千三百九十九万円となっております。

以上のとおりでございますが、何とぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

○松澤委員長 次に、日本放送協会会長前田義徳君より説明を聴取いたします。前田会長。

○前田参考人 ただいま郵政大臣から日本放送協会の昭和三十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書の概要につきまして御説明がございましたが、委員長の御指名によりまして、補足説明を申し上げることにいたします。

まず、当年度末現在の資産総額は八百二億一千二百九十九万円、この内訳は、流動資産七十億三千六百九十九万円、固定資産六百五十六億五千九百九十九万円、特

定資産七十二億二千九百九十九万円、繰り延べ勘定三億一千五百九十九万円でございます。この資産総額を前年度末に比較いたしますと、百四十八億四千五百万円の増加となっております。

これは主として、当年度の建設計画に基づき新島ほか八十六局の総合テレビジョン局、若松ほか九十一局の教育テレビジョン局、釧路、京都ほかの放送会館の建設、その他放送設備関係機器の整備、局舎、宿舍の増改築等を行なったことによる固定資産百四十億四千三百九十九万円の増加及び放送債券の新規発行増に伴う特定資産十六億三千三百九十九万円の増加によるものでございます。

一方、これに對します負債総額は三百五十三億三千九百九十九万円、この内訳は、流動負債二十億二千九百九十九万円、固定負債三百三十三億三千九百九十九万円、長期借入金七十八億九千九百九十九万円、退職手当引当金九億九千九百九十九万円、繰り延べ勘定三億一千五百九十九万円、当期資産充当金八十八億五千七百九十九万円、当期剰余金十三億六千三百九十九万円となっております。

次に損益につきましても、事業収入は六百六十六億三千六百九十九万円、前年度に比し六十五億一千二百九十九万円の増加であり、事業支出は五百六十四億一千六百九十九万円、前年度に比し六十五億三千七百九十九万円の増加、資本支出充当は八十八億五千七百九十九万円、前年度に比し六億四百九十九万円の増加となっております。したがって、当期剰余金は十三億六千三百九十九万円となっております。

また、資本総額は、四百四十八億八千二百九十九万円、この内訳は、資本三百億、積み立て金四十六億六千二百九十九万円、当期資産充当金八十八億五千七百九十九万円及び当期剰余金十三億六千三百九十九万円となっております。この資本総額を前年度末に比較いたしますと、百一億四千九百九十九万円の増加となっております。

これは、積み立て金から三十八年度に固定資産化したものに相当する額百億を資本に組み入れたためでございます。

と、まず受信料等の事業収入は六百六十六億三千六百九十九万円、前年度に比較しまして六十五億一千二百九十九万円の増加となりましたが、これは主として、総合、教育両テレビジョン放送網の建設によりサービスエリアの拡大をはかりましたこと、放送番組の拡充、刷新及び事業の周知に努めたこと、結果、受信契約甲におきまして、当年度内に百四十六万の増加を示し、当年度末一千七百六万となったためでございます。一方、契約乙の受信契約者数につきましては、契約甲受信者の増加に伴い当年度内九十万の減少を見、当年度末百八十二万となりました。

次に事業支出は、五百六十四億一千六百九十九万円、前年度に比較しまして六十五億三千七百九十九万円の増加となりましたが、このおもな内訳としまして、事業費は四百五十七億七千九百九十九万円となり、前年度に比較しまして四十四億七千六百九十九万円の増加、減価償却費は六十六億二千九百九十九万円、前年度に比較しまして十三億一千九百九十九万円の増加しております。

事業費の増加は、ラジオ、テレビジョン放送番組の充実、テレビジョン放送時間の延長、報道取材網の整備、国際放送の充実、受信者普及開発の促進、放送技術、放送文化の両分野にわたる研究活動の強化及びこれらの事業規模拡大に伴う維持運用費等の増加によるものであります。減価償却費の増加は、建設工事の急速な進展に伴う償却資産の増加によるものであります。

また、資本支出充当として、八十八億五千七百九十九万円計上いたしました。これは、固定資産充当、放送債券償還積み立て金の繰り入れ分及び長期借入れ金の返還等資本支出として計理した金額を表示したもので、貸借対照表に記載されている当期資産充当金に對するものでございます。

以上の結果、当期剰余金は十三億六千三百九十九万円となりました。これをもちまして、協会の昭和三十九年度末における財政状態及び当年度の事業成績につきましては、補足説明を終わらせていただきますが、今後の事業運営にあたりまして、公共放送としての使命と責務を銘記し、一そう放送事業の発展に努力してまいりたい所存でございます。

何とぞよろしく御審議のほどお願いする次第でございます。

○松澤委員長 次に会計検査院当局より検査報告について説明を求めます。佐藤三郎第五局長。

○佐藤会計検査院説明員 NHKの昭和三十九年度決算の検査につきましては、本部及び熊本、仙台、札幌、松山の各中央放送局並びに管内の六放送局を实地検査いたしました。特に不当事項として申し上げるような事項はございませんでした。以上でございます。

○松澤委員長 これにて説明は終わりました。

○松澤委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。加藤六月君。

○加藤六月委員 私は三十九年度の予算を承認するときに議員でなかったわけでございますので、決算についての質問をいたします。が、たいへんおこがましいような気がいたして、おる次第でございます。昭和三十九年度のNHKの予算承認に関する衆参両院の通信委員会の会議録その他を眺ましていただき、勉強してみまして、まず大ざっぱに申し上げますと、昭和三十九年、NHKは通信委員会における質疑あるいは附帯決議、郵政大臣の意見書に従って一生懸命努力しておるといふあたりはありありとかがわかるわけでございます。特に難視聴の解消あるいは共同受信施設等に対する努力、NHKの本来の目的に向かって邁進されておるといふことについては、冒頭敬意を表するものでございます。

ただいま会計検査院のほうから検査の結果についての御説明がございましたが、まず会計検査院にお尋ねしたい、こう思うのでございます。それは昭和三十九年度の決算書類について、会計検査院では検査の結果、記述すべき意見はないという検査報告をされたわけでございますが、これは文書あるいは口頭で注意ないし指示を与えたと

業の発展に努力してまいりたい所存でございます。何とぞよろしく御審議のほどお願いする次第でございます。

いうことはございますか、ございませんか。

○佐藤会計検査院説明員 いまの先生の御質問でございしますが、私のほうで特に検討をお願いした問題が二件ばかりございますので、それを申し上げたいと思います。

それは第一点は、工事特別雑損の問題でございまして、建設工事をやります場合には、それに伴っているいろいろな金がかかるわけでございします。たとえば電力を引き込みますと、電力引き込みにつきましての分担金を電力会社に出さねばなりません。こういうものをNHKでは、いわゆる工事特別雑損ということで経費で落とすおられるわけでございます。しかしながら、こういう建設に關連して発生したものでございしますので、これは経費で落とすのではなくて、資産勘定に残すべきではないかという意見を申し上げたわけでございします。これは電力引き込みの分担金のみならず、工事に關連する人件費及び備品費というものもございしますが、これをどの程度経費で落とし、どの程度資産に残すかという問題については、ある程度検討を要する問題でございします。NHKのほうにこの計上のしかたについて検討してくれということをお願いしたのでございしますが、本件につきましては、四十年以降NHKではある程度修正してきております。

それから第二点は、EDPSの磁気テープの購入でございします。NHKでは、年間約一千九百万円磁気テープを買っております。この購入の単価につきまして検討いたしましたところが、同様な磁気テープをアンペックスという会社で出しておるのでございしますが、そのほうが価格が安い。それでそういう安いテープの採用を考慮すべきではなからうかというところで検討方をお願いいたしましたところ、協会においては、その後従来買っておりましたIBM会社と交渉いたしましたして、相当程度値下げをして現在購入しておるといふような状態になっております。

以上、二点申し上げます。

○加藤(六)委員 ただいまの検査院の指摘事項に

ついて、NHKはどういうように処置されたか承りたいと思います。

○志賀参考人 ただいまの検査院御当局の御説明に對しまして補足いたします。

工事特別雑損の問題につきましては、従来からNHKにおきましては、固定資産価格を構成させます際に、できるだけ水ぶくれ等をなくすという考えから、直接の購入費をもって資産を構成いたしております。これは元来両様の方法がございまして、できるだけシンプルな形で資産価格を構成する方法、それから間接的な経費を含めて次の再建価格のために減価償却等を一括して計上していくという方法と、従来から一般に二通りございします。NHKにおきましては、長い間直接の価格のみを固定資産の構成価格としておりました。かねてから検査院御当局からも、この点につきまして一般の社会情勢の変化に応じて付帯経費も含めた方式をとったどうかというお話がございまして、いろいろ検討いたしておりましたが、たまたまEDPS方式を導入することになりました。これからの付帯経費の内容につきましても非常に明確に算出できる体制になりましたので、三十九年度の、ただいまお話しのように検査院から特にあらためてお話がございましたので翌年度四十年度の決算からこの方式を採用するよういたしました。全額資産に計上する方法をとっております。

それからもう一つの、EDPSを導入いたしましてから、機械の本体がIBMの機械でございします。当初からこれに使用いたします磁気テープにつきましてはIBM社製のものを採用いたしておりましたが、たまたまただいまお話しのようにアンペックス社といたしましてはIBM社製の磁気テープよりも格安なために、そのほうを利用したほうがより経済的ではないかという当時お話がございまして、これにつきましていろいろいささかございまして、本体がIBMであります関係から、特にNHKのEDPSにつきましては約二千万に及ぶ総受信者の住所、姓名を記憶させま

して、二月に一回これをもとにいたしまして領収書を発行するというような世間に類を見ないような非常に大量の処理をするシステムをとっております。その関係からランの時間と申しますか、機械を動かす時間が非常に多いわけでございます。また、その間にテープ等につきましてもいろいろ切断その他のヘッドの故障等もございまして、こういう問題につきましてIBMと当初に契約をいたしまして、これらのテープが切断した場合はもう一回戻し戻しをするような時間について時間計算をしないというようにいたしまして、このテープから生ずるか、あるいは機械から生ずるか判明しにくいような原因につきましてはすべてIBM側で処理をするというように形をとっております。関係から、若干高価ではございしましたが、IBMのテープを使用して、ただいま申し上げたような一括した契約をいたしておたものでございします。その後御指摘もございしましたので、IBMとも相当強力で折衝いたしまして、四十年、四十一年度と順次値段を低下させることに成功いたしまして、現在では一万七千六百円程度まで価格を引き下げるようになっております。一般のものとあまり変わらない値段まで価格を引き下げることに成功いたしております。

以上でございします。

○加藤(六)委員 郵政省はただいまの検査院の指摘事項について確認されておるでしょうか。どうでしょう。

○浅野政府委員 ただいまNHKから御説明申し上げましたとおり、四十年決算からかようにいたしているよう十分報告を受けております。

○加藤(六)委員 ただいまEDPSの導入についてのごく大ざっぱな話が出てきたわけでございますが、NHKは昭和三十七年度からいわゆる電子計算組織、EDPSを中核とする経営の総合近代化計画というのを進めておられるようでございしますが、まず第一にお伺いしたいのは、このEDPS組織の全体的な構想というものと、それから昭和三十九年度から、完成予定年度の昭和四十三年

度までの各年度の計画といえますか、構想といえますか、まずそれを承りたい、こう思う次第です。

○野村(達)参考人 ただいまの点お答え申し上げます。

NHKといたしましては、昭和三十六年度に、経営近代化の実現をしようというところで、組織あるいは職員管理制度、そういうものを抜本的に改定を加えましたと同時に、四十三年までに至ります間に経営近代化の安定をはからうということで、EDPSの導入計画を立てたわけでございます。この計画では三段階に分けてございまして、第一段階ではこれが三十八年度から始まってスタートしておりますが、個別の事務機械化という段階が第一段階でございします。第二段階ではEDPと自動化とをくっつけてまして番組技術関係の業務を機械化するというのがそれでございします。これは昭和四十年から始まってございまして、四十三年の六月に一応実施に移るわけでございます。第三段階はほぼ今年度あたりから始まってございしますが、四十三年以降に総合企画に電子計算組織を活用するようにしようというふうなことでございまして、具体的に実施いたしました状況は、三十七年、三十八年の両年に準備をいたしまして、三十九年から全国的な規模で営業——これは二千万の受信者を対象にしたものでございしますが、それ並びに経理、職員といったような業務の機械化をするということで、これは逐年その後改善をはかっております。それから、三十九年からは、番組技術の業務に對しますEDPの設計を始めまして、明年の前半に放送センターの第二期工事が終わりますときにこの運用をはかるということにいたしております。それからすでに運用しております営業職員、経理のこの各システムも、いままでの運用の結果それから後の情報技術の進歩を取り入れまして、四十三年度に對しましてはこれらの改善、並びにそれを広めました経営情報システムとしての形に持っていくたいというふうに計画いたしておるわけでございします。



○加藤(六)委員 このEDPSはIBMからのレンタルのようなんですが、このIBMとの契約内容の概要をまず承りたい、こう思います。

○野村(達)参考人 お答え申し上げます。

使っております機器は、この昭和三十三年に導入いたしました際にはIBMの機械でございます。たわけでございますが、この主機はIBMの七〇四四というものが一式でございます。それにいわゆる副機としてIBMの一四〇一というものを、これを三組つけてございます。導入当初はそういう形でありましたが、その後日本国内でもこの副機に相当するような計算機ができるというふうなことになるまいか、それからそのほうが経済的であるというので、昭和四十一年の三月にはこのIBMの副機のほうを解約いたしました。日本製のものにかえておるわけでございまして、したがって、IBMに全面的に依存しているというふうな形ではなくて、可能性があれば逐次国産のものにかえていくというふうなことを考えておるわけでございます。それからIBMの契約は、いわゆるレンタル契約でございます。これは一つには機器を購入いたしましたも計算機の技術というものは非常に日進月歩というふうな状態でございまして、できるだけ経費のむだをなくするという意味から、容易に取りかえができるような状態で使っていきたいということで、レンタル契約にいたしましたもので、IBMの一四〇一を日本製のものにかえまして、なんかも、三カ月の予告期間を置いてやっておりますというふうな状態でございまして、このIBMとの契約はIBMの機械サービス契約という形で日本のほかのところにも同じような形で契約が行なわれておりまして、たとえば厚生省でありますとか電電公社で同じような形でやっております。これは完全な形で機械サービスということになってございまして、よそさんと全く同じであるというところでございまして。

○加藤(六)委員 その契約内容の中に一カ月の使用時間とか一年の使用時間というふうな契約は

入っておりますか。

○野村(達)参考人 入っております。一応は機器によりまして、この機器は一カ月間、IBMの場合ですと、基本の使用時間が百八十二時間、それから日本製の場合ですと二百時間というところで、機器によりましておのずかさまっております。それからそれを超過使用いたしますと、その超過時間に対しましてその料金がきまっております。でございます。先ほどのIBMのものにつきましては、この契約は、レンタル契約で直接IBMとやっておりますわけでございまして、日本製のものにつきましては、現在日本電子計算機株式会社との間にやはり同じような保守レンタルの賃貸契約を結んでおるわけでございまして。

○加藤(六)委員 このEDPSの利用面の開発というものは、そうしますとIBM側で行なっておりますのか、それともNHKですか、あるいは両者共同ということになっておりますか。

○野村(達)参考人 これにつきましては、EDPSというものを一番有効に利用するというのには、業務に非常に精通した人間がやる必要がある、そういう意味で当初から適用しますプログラム開発ということでは、業務に精通しておるようなNHKの職員がEDPSの勉強をして自分の手で、自分の手でシステムの設計を行なう、プログラムも行なうということにいたしました。これは最初の個別的機械化といいますが、営業でありますとか職員でありますとか経理といったものはもちろんであります。明年の前半に運用を目標としております。番組技術システムと称しまして、番組制作並びに技術に関係しましたものはかなり大きなシステムでございまして、これもNHKで開発いたしておるわけでございまして、これは、電子計算組織の使い方などとして、これは適切なものはなからうといわれるくらい、よそからもいろいろ評判になっておること、ございまして、私もいろいろといたしまして、自分でやることによりましてこういって能力が非常に高まるものであるというのを考えておるわけでございまして。

○加藤(六)委員 三十九年度のレンタル料はどの程度になっておりますか。

○野村(達)参考人 レンタル料といたしましては、IBMに對しましたものは三億四千五百万円というふうなことでございまして、そのほかには消耗品その他でございますが、レンタル料はそういった程度のものでございまして。

○加藤(六)委員 ただいまの御説明の中に、厚生省、電電公社等も同じ形式で導入せられておるというお話が出てきたわけでございまして、この厚生省あるいは電電あるいは原子力研究所その他とレンタルについての契約内容あるいは利用面の開発等、相談とかあるいは一緒に研究したというふうな経過はございまして。

○野村(達)参考人 各同じようなシステムを使っておりますところは、かなりいろいろ相互に知識の交換をやっております。それから私どものほうに御相談になり、あるいは私どものほうはほかの進んでおります面はそちらへお話を承るといふようなことを積極的に行なっております。

○加藤(六)委員 このEDPSの導入によってNHKの事業経営の上になんという導入効果があったか、いままでの説明の中で若干わかつたような気がするのですが、さらに詳しくどういふ導入効果があったかというところについての御説明と、また今後どういふ効果を期待しておるかということについて、御説明願いたいと思っております。

○野村(達)参考人 EDPSの効果ははつきり数字で出せるものと、それからもう一つは経営改善には非常に役立っております。すけれども、なかなか定量的につかみにくいという両方の面があるうかと思っております。いままでの効果のあらがうとちで数字的に申し上げられますのは、仕事を機械化して増員を抑制しておるといふ点であると思っております。第二次六カ年計画の当初に、昭和四十二年の必要必要員数というのを予測いたしましたとき

にはほぼ一万八千人必要であろうということになっておったわけでございまして、これをEDPSを主体とした合理化努力をするということ、三十七年度にEDPSの導入をきめました際には一万五千五百人にとどめようというふうに計画いたしましたわけでございまして。実際に四十二年当初の実働人員が一万二千五百二十名といったような状態でございまして、ほぼ所期の目標を達成しておると思っております。この二千五百人の縮減ということによりまして、電子計算機レンタル料そのほか等を十分にまかなっておりますかと考えております。もちろん数量的に明確にし得ませんけれども、幾つかのそのほかの効果もございまして、たとえば全国の受信者を管理いたしますのに、現在百世帯以下の地域に分割いたしましては四十万くらいのものでございまして、B地域と称しておりますが、その地域に分けまして、その地域の受信者の状況でありますとか電波の受信状況といったようなものを地域情報としてEDPSのファイルの中に入れておるわけであります。これによりましてたとえばテレビジョンのサテライト局の置局地点の選定でありますとか、あるいは受信者へのサービスの向上といったような面になん役立てておるわけでございまして。

〔委員長退席、秋田委員長代理着席〕

これからの問題といたしましては、明年前半に番組技術システムの発足をいたしました際には、編成機能を充実すると番組制作の合理化といふことをはかりまして、それによりまして施設あるいは要員の有効利用といったようなことが可能になります。これによりましてひいては番組内容の向上ということを目ざしておるわけでございまして。

それからもう一つは、全国にまたがってNHKの放送局がございまして、その業務運営の実態といたしまして非常に迅速容易に中央で把握することができるといふことから、適切な経営判断ができるようになってきておるということが現



状でもございますし、四十三年以降のオン・ライン・システムとして個別番組システムを経営情報システムにいたします際には、さらにそういった効果が期待できると考えておるわけでございます。

○加藤(六)委員 ただいまの番組等のオン・ライン・システム等についても効果があるというようなどから出てきたのではないかと思うのでございますが、NHKのEDPSに関しては、番組制作面の利用で、一般的に社会から人間にかわってEDPSで番組をつくるのじゃないかというような誤解が生まれておるようでございますが、この際番組制作の上で、いま最後にちよつと説明されましたのですが、EDPSをどういうように利用するのかという具体的な説明をひとつしていただきたい、こう思います。

○浅沼参考人 番組制作の上でEDPSをいかに使うかというお尋ねでございますが、一口に申し上げますと機械でなし得る部分はできるだけ機械にまかせて、人間の創造的能力というものを十分に發揮させるだけのいとまを与えたい。結果的に番組の質をよくしていきたいというのが大体のねらいでございます。こまかいことを申し上げますと、たとえばテレビの番組一本つくりますのに数十枚のいろいろな伝票を書かなければなりません。これは相当な事務量でございます。こういった情報処理をこのEDPSにまかせるといことがまず第一。それから二番目には番組をつくり出す上にはスタジオも使いますし、中継車も使いますし、それからいろいろと技術の機械を使います。これは全部激しく使われておりまして、なかなかこれを獲得することが困難でございますが、そういった困難な作業をEDPSにまかせるといいうリソースの割り当てということが第二番目の問題でございます。

それから三番目には、いま野村事務が申し上げましたとおり、あらゆる放送機械の自動化という点、この三つの点を考えて番組制作の上でEDPSを使用したいというふうに考えます。

○加藤(六)委員 それでは質問の内容を変えまして、ちよつと昭和三十八、九年、四十年ころにどこかの週刊誌に出ておったと記憶するのでございますが、NHKの自動車の使用状況その他について御質問したい、こう思うわけでございます。NHKはもちろんな全般的な組織で非常に努力していただいておりますが、取材とか送迎用としてかなりひんぱんに自動車を御使用されておると思うのでございますが、昭和三十九年度末でNHKは何台の自動車を保有しておられるか。そしてその車種別、用途別あるいは中央、地方別に台数をお示し願いたい、こう思います。

○加藤(六)委員 その御説明の中には軽自動車というのはいっていないわけでございますか。

○志賀参考人 ただいま手持ちの資料では、この百四十七台の一般乗用及び取材用の中に多少形の小さいものも一緒に含めると記憶いたしております。

三十九年度末にNHKが保有をいたしておりますた車両の全国の総数は五百三十二台でございます。このうちのおおよそ四分の三は取材その他の特殊用の車でございまして、残りの四分の一が取材その他に使います乗用車という形になっております。それで五百三十二台のうちで東京に百十六台ございまして、地方に四百十六台という内訳になっております。なお、詳しく申述べますと、ラジオニュースカーといたしまして八十台、それからサービスカーと申しまして受信者サービスあるいは電界強度の測定、新しい局をつくり出す際の調査等に使用いたしますサービスカーが六十五台ございまして、それからテレビの中継用の中継車が三十四台、VTR車と申しましてテレビの録画車が十一台、それからこれに使用いたします電源車が二十七台、ロケの出演者あるいは要員、資材運搬用等に使用いたしますバスが三十二台、トラックが十六台、それからワゴンが五十九台、ジープが四十四台、これは放送所等の連絡に使用するものであります。それから雪上車が十一台ございまして、これは北海道及び東北地区におきます山上等の中継所の保守のために冬季に使用いたしますものでございます。その他特殊用途といたしましてカメラテレビの公開車とかあるいはクリーン車とかいうものが六台ございまして、このほかに乗用車と

いたしまして百四十七台ございまして、これは一般の乗用及び取材用に使いたしておるものでございます。当時の状況は以上でございます。

〔秋田委員長代理退席、加藤(常)委員長代理着席〕

○志賀参考人 昭和三十九年度に自動車の雇い上げ料といたしましてNHKが支払いをいたしましたものは、全国で九億二千二百万という数字になっております。このうちで東京が五億九千六百万でございます。一カ月に約四千九百万でございます。

○加藤(六)委員 この大部分は出演者の送迎あるいは取材というのに使っておると思うのでございますが、NHKとして、こういった自家用並びに雇い上げの車に対する使用管理、特に雇い上げ車のハイヤー、タクシー等の乱用防止ということについては、相当の金額にのぼるので努力されておると思うのですが、どういう方法を講じておるか御聞かせ願いたいと思います。

○志賀参考人 業務の特殊性から自動車を使用いたします機会が非常に多ございますので、これの規制につきましては非常に力を入れ、またいろいろ頭を痛めておるところでございます。自動車の利用総数のうちで、ただいまお話しのように出演者の送迎につきましても相当額がございまして、これにつきましては早朝とか深夜とか、あるいはお子さんの場合の団体の御出演のような場合には送迎をいたしております。それから職員の場合には、緊急の取材用とか業務連絡等でタクシーを利用いたします場合には、まず原則といたしまして乗車区間が一キロ半以上でありまして特に業務上自動車の利用を必要とする場合に限って上司の課長なり部長なりがそのつど証明の判を押したカードを支給いたしまして、それを持って乗用するというふうにしていただいております。また深夜勤務等も随時ありまして、二十四時に近くなつてまいりますと一般の交通もたがえがちなようになりますので、そういう場合には職員が乗り合せて帰宅するということも間々ございますが、そういう場合にも同一時刻、同一方向あるいは同一地点への乗車については、できるだけ一緒に乗るようにという業務指導をいたしまして、ただいま申し上げましたような上司のそのつど確認ということと、また専門の職員がおりましてその行程につきまして専門的にチェックするというような方法をとって規制をいたしておるような状況でございます。

○加藤(六)委員 自家用自動車の自動車保険についてはどのようにしておられるかということ、これに要する経費は昭和三十九年度に幾らになっておるか。もちろんこれに載っておるわけでございますが、それと、昭和三十九年度は事故による保険金の支払いがあったかどうか。あったとすれば何件で、総額は幾らになるかということについて承りたいと思います。

○志賀参考人 自家用自動車の自動車保険につきましては、NHKにおきましては自家保険制度を採用しております。法律に基づきまして一定率の積み立てをいたしてございまして、昭和三十九年度の当時におきましては総額で千四百四十五万の積み立て金額でありまして、そのうち規定によりまして半額の五百七十三万にございましては電信電話債券をもって保有をいたしております。なおお尋ねの、昭和三十九年度にこの支払い準備金と申しますか積み立て金を取りくずしたような事故があったかどうかということにつきましては、当時

三件の事故がございまして、三十九年度中にこの積み立て金の中から百二十六万八千円の取りくずしをいたしております。

○加藤(六)委員 大体わかりました。

それではこの貸借対照表、財務目録について承りたいと思います。この予算決算対照表に出ております売却固定資産代金が二千七百万円になっておりますが、このおおよその内訳について承りたいと思います。

○志賀参考人 売却固定資産代金と申しまして、固定資産を処分いたしました際に回収いたしました費用を収入として計上いたしましたものでございまして、昭和三十九年度には一億四千百万円の決算に相なっております。この中で対象となりましますのは、不用の土地建物及び機械等につきましては、随時売却をいたしましたものでございまして、当年度におきましては、土地につきましては七件ございまして、この一億四千百万円のうちで一億六千九百九十四万円が土地の売却代金でございます。それから建物につきましては、陳腐化したしました宅宅等の売却等でございますが、これが六件ございまして、千七百九十九万でございます。それから構築物といたしまして、ごくわずかでございまして、五十三万円ばかりの、建物に付帯いたしたへいとか、あるいは送信空中線というののございまして、これが五十三万円でございまして、それから機械類といたしましては、老朽いたしました自動車あるいは設備機器等が五百数十件にのぼっておりますが、これが千六百八十八万でございます。なお、そのほか三十万二千円の楽器等の小さな個々の売却がございました。以上、一億四千百万円が当時の固定資産の売却代金収入でございます。

○加藤(六)委員 たいだいまの御説明の中で、機械設備、放送設備、楽器等の帳簿価額は幾らぐらいいなっております。それを処分した金額は幾らぐらいいなっておりますか。

○志賀参考人 たいだいまちよつと資料を探しておりますので、しばらく御猶予願います。

○加藤(六)委員 それでは、それは後ほどでけっこうでございますが、これは疑義があるわけではございせんので、それについての私の注文を申し上げておきます。

特に機械設備、放送設備、楽器等で古くなったもので、お互い常識と考えて帳簿価額の何分の一、何十分の一で、事と場合によつたらスクラップ相場で処分しなければならぬケースというのはたびたび出てくるわけで、これは当然のことでございます。ただ、私が申し上げたいのは、こういうものを学校とか特殊な施設とか、そういうところへスクラップ相場で払い下げるぐらいいなら、寄贈する方法、これもどこも要求がなかったから簡単にスクラップで処分したんだということに、熱意をもつてもらってくだるところ、受け入れてくれるところを探して、若干の共同受信施設と同じような補助金を出してでも設備として、一般のために利用してもらおうという方法を講じていただけの努力を、今後NHKがそういうケースに遭遇された場合はしていただきたいということをお願いいたします。

次に、予備金のことについて若干お伺いしたいと思ひますが、この振り当て件数と金額をお教え願ひたい、こう思ひます。

○志賀参考人 昭和三十九年度におきまして、予備金の予算は四億円でございまして、これに對しまして二億一千万円の使用をいたしてございまして、約四件ばかりでございますが、第一点は、新潟地震の關係の被害復旧及びこれの受信者對策の經費でございまして、二千三百三十万円を支出いたしてございまして、それから台風及び集中豪雨等の被害復旧の經費及びこれの受信者對策といたしまして、二千三十五万円を支出いたしてございまして、そのほかに郵政省に委託をいたしてございまして、集金事務の単価の改定等がございまして、これは郵政省の給与改定に伴つて単価の改定が行なわれることになつてございまして、これに關しまして一億一千六百六十五万円の支出をいたしてございまして、それから、さらにもう一点をいたしまして、當時阿部

会長がこの年度に死去をいたしてございまして、この關連の經費をいたしまして、協会葬經費及び退任慰勞金等の關係をいたしまして五千七百万円の支出が出ております。

以上、三十九年度には二億一千万円の予備金の支出でございまして、

○加藤(六)委員 次は、貸借対照表に移つて、この建設仮勘定の内訳を御説明願ひたいと思ひます。

○志賀参考人 建設仮勘定について御説明申し上げますが、その前に、先ほどちよつと時間をとらせていただきました売却固定資産の問題につきまして、三十九年度の状況の資料が出てまいりましたので、御説明いたしたいと思ひます。

當時処分をいたしましたものの一億四千百万円に對しまして、取得価額といたしましては四億五千六百八十三万四千円に對しまして、減価償却を差し引きました現在価額が、當時一億七百二十万八千円となつてございまして、売却代金として一億四千五百五十六万円を受取いたしましたので、差し引き売却益をいたしましては三千三百八十四万八千円でございます。

それから、たいだいまの御質問の當時の建設仮勘定の内訳でございまして、建設仮勘定につきましては八十四億三百三十万円でございまして、これは当年度に建設をいたしまして、建設費から支払いをいたしましたものの中で、建物が完成いたしましたもので未完成のままで翌年度に持ち越したものでありまして、建設途上におきましての支出のものとございまして、

係といたしまして三億二千四百九十九万円、これは放送センターの關係でございまして、

○加藤(六)委員 次に、この業務報告書と郵政大臣の意見書というものの内容についてちよつと承りたいと思ひますが、事業の概況の説明の中に二ページの六行目ぐらいに「UHFテレビジョン視聴者對策等を推進し、」という報告がございまして、これに對して郵政大臣の意見書としましては、最後のページに、「当面協会の果たすべき受信普及の使命はますます重要性を増すことが考えられるので、協会においては今後さらに積極的に普及のための諸施策を推進する必要があるものと考へる。」というように書いてございまして、NHKは「UHFテレビジョン視聴者對策等を推進し、」というのはどういうように推進されたか承りたいと思ひます。

○三熊参考人 UHFの普及は三十九年度なかなか思ひなかつたわけですが、その後逐次少しづつは増加をいたしてございまして、その原因は意見書に述べられておるとおりで、コンパターが高いつきましても大きな問題になるのです。技術研究所でできるだけ安くできるコンパターというものを考案いたしました、それらについてできるだけそれを普及させるような方策をとつております。しかしながらなかなかコンパターはまだ高いという点もございまして、普及の狀態が思ひなかつたという点もございまして、御承知のとおり徳島でUHFの大電力の実験をたいたしまして、受信機というものを約二百台コンパターに試作させまして、それで今後そういうオールチャンネルの受像機を普及していきたい。これは前に当委員会でちよつと申し上げましたが、大體の見込みはいままでの受像機より約四千円ないし五千円程度増というふうな試作機の値段でして、この試作機が量産の方向になればもつとそれが安くなるので

付委員会というのは、一年一回やるわけですか、あるいは年度中にも三十九年度の場合は変更したことがありますか。

○浅沼参考人 原則として年に一回でございます。三十九年度は、それ以外には開いておりません。

○加藤六〇委員 よく民間でNHKの格づけということが問題になっております。特に週刊誌とか新聞でいわれておるわけでございますが、三十九年度の出演料は、制作費九十三億のうち大体四十億、こういう御説明がただいまあったわけござい



して四十一年度の年間を通じて、たとえば東京で百二十ないし三十の地区における高層建築に発生をいたします受信困難を、私のただいま担当いたしました営業局受信サービス部においてもつばらこの点を手がけて、その周辺の受信の改善、技術指導にあたつて問題を解決するというような実績を示しております、これはひとり東京のみならず全国のいわゆる大都市圏において同様の運動が、この受信改善運動の最も大きな問題となつて発生をいたしております。

もう一つ、これを手がけるために巡回ないし訪問サービスという運動を幅広く展開いたしました、たとえば巡回サービス等におきましては、年間五千回ののぼります出動をいたして、こういう問題に対処いたしております。したがって、これに伴う経費の増高も予算化をいたしておるといふような現状でございます。

○金丸(徳)委員 三十九年度決算に、特にそういうものを問題にすべき事項を私にも発見できないのでありますが、自来相当予算面において考慮せられ、技術面の研究も進められておることと思ひますが、今後においてそういう問題についての解消の見込みといひますか、さらにそういうことがふえていくのかどうか。これは今後の別の機会に承つていいのでありますが、ここで承ればなおしあわせです。

○佐野参考人 ただいま先生の御質問に關する直接の数字を申し上げることができないのを残念に思つておりますが、一例で申し上げますと、たとえば住宅公団が全国に広範囲に高層アパートですか、高層のビルを建て始めておりますので、ただいま私どもの事務当局と日本住宅公団との間に一種の覚え書きと申しますか、協定を作成いたす折衝に入つております。これらの住宅公団の建てます全国のいわゆる三階ないし四階以上の高層建築物から発生いたします受信者の被害等につきましては、公団とNHKが積極的な協力のもとに、NHKが周辺におきます受信障害のすべてについての改善の技術指導に当たる、これに關します所要の経

費を住宅公団の側において分担をするというような協定に近づく相談をまいいたしておるわけでございします。こういう形を他の建築等の際にも援用いたすというような形で、まずこの住宅公団と協会側との一つの覚え書きないし協定をサンプルとしてこうした問題の打開に入るという行動を現に起こしておる実情でございます。

○金丸(徳)委員 だんだんそういう問題が複雑化してくるようでありまして、ことに、また公害問題などが取り上げられる今日におきましては、よほど早目に対策を練つておかれる必要があるのではないか。これは今後における検討の機会を持つことといたしまして、これに關連いたしまして、最近特に外国電波による混信の被害が顕著になつてきたやに聞くのでありますが、どの方面にどんなふうな被害といひますか、問題が起きておりますか。ざつとでいいから承りたい。

○三熊参考人 お答え申し上げます。NHKに關しまして申し上げますと、第一放送で約十局、第二放送で約九局ほど非常に混信で困つておる場所があります。そのおもなところを申し上げますと、たとえば北見放送局ではウラジオストクの電波で混信を起しておる。それから旭川では牡丹江その他平壤、そのように大体ソビエトそれから中共そういうような場所からの強い電波がありまして混信を起しておるという実情でございます。

○金丸(徳)委員 それに対してどういふふうな対策を講ぜられておりますか。もとよりこれは外国のことですから、いまの難視聴地帯解消のように簡単にはまいらないと思ひますが、ただいまし方がないというだけでも済まないと思ひます。何らかの方法をもつてこれにたえていかなければならないと思ひますが、どういふ方針、どういふ対策が目下講ぜられつつあるか承らしていただきたい。

○三熊参考人 対策といたしましては、まず考えられることは周波数の変更それから増力、FM放送というふうに三通り考えられるわけであります

が、周波数の変更と申すのは言うべくしてなかなか困難であります。一方所がよくなれば、もつた周波数の他の場所が必ず悪くなるというぐあい、周波数による改善はなかなかむずかしいと思われまして、したがつて次に増力という問題があるわけなんです、どちらにいたしましてでもわれわれといたしましては、ことしの秋いわれる再免許のときにはできるだけ周波数の変更並びに増力を郵政省にお願いしたい、こう思つております。同時に、第二放送におきましては御承知のとおりい

わゆる長大電力放送といふものをいたしまして、現在東京でもつて三百キロワットの電力を出しておる。そして九州地方及び中国地方をカバーしておるわけですが、今度大阪にいま建設を急いでおるわけですが、三百キロワットのものをつくりまして、九州及び東北地方をカバーするというような、いわゆる長大電力放送の考え方もあります。それから、それによりましてなかなか中波はむずかしいものですから、御承知のとおりFM放送をできるだけ早く普及しまして、そして混信対策にFMでもつてかえていきたい、このように考えております。

○金丸(徳)委員 政府のほうではこれについてどういふふうな方針をとつておられますか。

○浅野政府委員 ただいま三熊技師長から御説明申し上げましたように、現在外国から参つております混信源といふところを見ますと、中共、北鮮、韓国、ソ連、こういったところでありまして、このうちITUに入つておりますところに対しては、国際条約に基いております手続に従ひまして、相手国主管庁に対してそのつど抗議をいたしております。それによりまして直してくる場合もあります、なかなか当方の申し入れれどお相手のあることでありまして、現在なお混信が相手数あるわけでございします。結局のところ、外国に対しては抗議をすること以外に方法はないわけでありまして、国内的には、ただいま三熊技師長が申し上げたとおり増力、それから周波数を変

更する、それから長大電力を急ぐ、なおいろいろあるわけでありまして、その点につきましては総合的に逐次考へてまいりたい、かように考えます。

○金丸(徳)委員 ITUに入つてないところでの話し合いといふことはなかなかむずかしいかもしれませんが、さりとて力に向かつて力で押しつぶすとか、あるいは波を変えて逃げてしまふということも限度があることですから、やはり何らかの機会、何らかの方法で話し合つていくということが一番賢明な策であり基本の対策のように思ふのです。いままでにも具体的に中共とか朝鮮とかいふところは、私はわかりませんがむずかしいかも知れない。しかしソ連などについては、最近だいは雪解け気分も出てきておるようです、経済使節団などもたびたび友好的に交流されておるような状況の中ですから、こういう問題についてはまっすぐにぶつかつてみる、外交交渉といふほどのことではなくても、政府の当事者として、また政府の当事者としていけないならば事業を担当する協会なり、民放といふこともたいへんですが、まず協会が当たつてみられるということも糸口になるように思ふのでありますが、今日までそういう実績を積まれておりましたかどうか、承りたい。

○浅野政府委員 ただいままで機会あるごとに、ただいまお話しのような交渉と申しますか、話し合いと申しますか、こういう場合は機会あるごとに実はやつてまいつております。ただ、波の問題になりまして、御存じのように、性質上国境を越えてまいります。日本に対して妨害しようという意図がなくとも結果的にお互いさういふ面から波及してくる。こういった面がありまして、なかなか対では解決し得ない面が出てくるわけであります。最近見ておられます、ときどき関係の国々から皆さんが来られるわけでありまして、そのつど話し合つておられます、個人的に話しておる分野におきましては非常に了解をしてくるのであります。さて、それをうまくやつていく面になります



と、いずれもまた他の相手国がありますから、一挙には解決しがない、こういった面があります。しかし御指摘のように、今後とも極力努力してまいりたい、かように考えております。

○金丸徳委員 相手方に悪意がある、積極的に妨害しようというような意図のある場合は、これはなかなかたいへんだと思いますが、しかしまづのように飛ばっちりを受けるとか、どっかとの話し合いがつかぬままにえこじになっておるといふようなことであるとしますれば、そこに何か日本が入っていった話を進める場、機会というものが入っていかぬかと思うのであります。最近承るところによりますと、全世界の同時放送計画などところによりまして、私の記憶にして間違いがなければ進められておる。

れば、この二十六日にはそのような画期的な仕事も進められるのであります。私も楽しみにしてその日を待つておるのでありますが、このような基本的な友好的な考え方がなければできないような大事業ができる環境となった、国際状況となった、少なくとも電波界においてはそういう条件が整つてまいつたということに了解できるのであります。そうとすれば、この際ひとつ何とかそのうな心にもなき妨害を、混乱を友好国に与えておるといふことを訴えて、解決に一步進める機会をつかむことはどうであるか。そういう意味におきまして、実は私は大臣にお伺ひいたしたのであります。大臣、この際思い切つて関係各国、といつてもたいへんでしょうけれども、ソ連ぐらゐにはこの問題をひつさげて話し合ひをなさるような気持ちを持たれないものかどうか。これは外交関係にもなることでたいへんむずかしいとは思いますが、むずかしいむずかしいと言つてゐると、相互にむずかしいむずかしいのままで何年か送らなきやならぬ。残念です。何とかな、そういう四角四面でなくてもよろしいと思ひます、ざつと話でも進められて、そのうまい機会をつかまれる、こんな気持ちも持つておるのであります、いかがでありますか。

れはもうそれぞれ友好的な関係にあるところとの話し合いでございますが、たとえば北鮮あるいは中共等はむしろその圏外にある、そういうことでありまして、ソ連とは文化協定などの話もありまして、また最近においては、ソ連が五十周年の状況を日本に紹介したい、またそれに対応してこちらからも相互に日本の事情も紹介したい、最近こういうふうな川島さんのお話もありますから、そういうこともある程度期待できる。したがって、日本海方面ではやはりウラジオの問題が一番深刻というか、日本と混信が多い、こういうことでございますので、この問題についてはソ連と相話し合いの余地がある、また、そういう努力をしたい、こういうふうに考えております。

○金丸(徳)委員 せっかく航空協定なども進められて両国の間に相当いい空気が出てまいっておりますから、放送業務の上におきましてもさような機会があり、さような実績が進められ——実績というとおかしいですが、話が進められれば、非常に聴視者にとりましてしあわせであると思います。しかしこれはきょう私のお伺いいたす基本のことではありませんので、この問題は後日の課題としてお聞き取りをいただきたいと思ひます。

予定の時間が過ぎますので困りますが、あと一点、と申しますのは、私は実は御提出になっておりまするこれを勉強をいたし、検討いたしまするための準備として次のことをお伺いをいたしておきたいと思います。

それに、三十九年度という年はオリンピックに  
関連いたしましたNHKの経営上に大きな一時期  
を画したときではないかと思われるのでありま  
す。それは、それまで放送全般でもそうでありま  
しょうが、特にテレビに関しましていろいろと建  
設方面に力を尽くされておる。あるいは大きな放  
送センターの建設計画が進められる。地方におき  
ましては従来のボロの建物から近代的な放送局が  
建設せられ、さらにまた、難視聴地帯などの解消  
のためにはこれまたそれなりの方途が講ぜられて

まいった。もちろんオリンピックに間に合わしたいという強い念願もあったのでありましようが、世間全体の要望からいまして、そういうふうに入つておつたように思われます。三十九年度を機会といたしましてだんだん整備が進んでまいつた。ことに本年度あたりからは、私は本年度の予算の審議の際にもそんな感じを受けたのでありますが、どうやら常態に戻つた。といひますのは、建設時代からいよいよ放送内容の整備向上に向かつて全精力を傾倒し得るときになつたように思われるのであります。これは私が早のみ込みの思ひ違いであるといけませんけれども、そういうふうにしてこの三十九年度決算の報告を読むこ

と見ることの価値ということを承知したいのであります。それまでは建設に向かって大部分のエネルギーが注がれておった。予算の面におきまして、知能の面においてもそうであったかもしれないが、それからずうっとだんだんと放送自体に向かって力が注がれるようになった、こういうけじめの年だと承っているのかどうか。

○前田参孝人 ある意味では先生のおっしやるとおりだと私も考えているわけでございます。この建設の基礎となった考え方は、過去十年にわたる二回の長期計画の中で、NHKの施設というものは、御承知のように歴史が古いだけに、新しい技術革新に即応する機会がなく、ことに敗戦という時代を通じて再検討という問題が実行上困難であったという時代を経過しているわけでございます。したがってまして、第一次五カ年計画、第二次六カ年計画を貫く精神は、やはり御指摘のとおり建設という点にかなり重点を置いたわけでございます。すなわち、第一には陳腐化したものを新しくする、第二には、技術の革新、テレビの発展、最近は御承知のように宇宙通信の発展に即応する施設をすることが随視者のためである、われわれの責任であるという考え方で、今日までその方向を堅持してまいったわけでございます。とりわけ御審議をいただいております三十九年度は、

御承知のように日本が放送の面では世界を代表して各国に放送を提供するという立場に立たされたわけでございますので、したがって、それを中心として外からごらんになりますと、いかにもNHKが突如としていろいろなものをやり出したという印象を与えたかと考えますが、これらはすべて第二次六カ年計画の中に織り込まれたものを、年度を繰り上げて実施しているという形で、実は実施されたものでございます。ただし、これを契機としてその後計画を越えて実施しなければならなかった問題は、第一には置局の促進であり、第二には宇宙中継による設備の開発と研究並びにその限度における実施でございます。したがって、まして、第二次六カ年計画を振り返ってみますと、今

年度はその最終年度になるわけでございますが、計画から見て、いわゆる置局の促進という点から申しますと、計画のおおよそ一五〇%を上回る程度に置局が促進された。これはオリンピック番組をできるだけえこひいきのないように、あまねく全国の方に見ていただくということが実は最初の出発点になっていたわけでございます。このようにして、曲がりなりにも皆さんの御鞭撻と郵政当局の御指導によって、第二次六カ年計画をもって一応過去三十年間の古い施設をこれまで十年間かかってようやく取りかえるという段階に達したわけであります。そういう点で、先生の御指摘のとおり一応形は整ったということが言えると思えます。御審議をいただいておりますこの決算の中でも、いわゆる資本の充当分と申しますか、固定資産の増加、これと関連する減価償却費の増高というような点もすべてこの方針と関連するわけであります。したがって私どもとしては、今年度予算の御審議をいただく場合にも、いわゆる考え方が粗雑ではございましたけれども、これからは経営を集約的にしてまいりたいということを申し上げております。これは今年度を最終年度として終わる第二次六カ年計画に続く新しい経営の基礎觀念でありまして、その觀念に立ちましても、今後は建設は二次的な地位に立つてあるという

ことは当然私も考えなければならぬところだと考えております。したがって放送番組と関連いたしまして、先ほど来御質問もいただきまし、たいわゆる機械化という問題と関連して、いよいよ集約的な質的向上を目標とする番組制作に転換してまいりたい、このように考えている次第でございます。

○金丸(徳)委員 いよいよ準備期と言いますか、建設期を終わって新しい時代を迎えられた、こういうことであり、それに対応するような心がまえでこれから経営方針を打ち立てていかれるということであり、わが国のテレビ、特にテレビのことを問題にするのでありますが、テレビの普及率というものはアメリカに次いで第二位にあるのだというように聞こえております。私はその数において確かにそうだと思いますが、さらにここで問題にしなければならぬのは、長い歴史のあるアメリカが今日まで長い間かかっていまのような普及率になってきた。わが国は、テレビがほんとうに世の中に受け入れられるようになり、またのはまだ十年たつやたつだと思ひます。そういう短期間においてこのような事態をかもし出して、だから実質的にはあるいは聴視率は、そうであつても、実際の力と言ひますか、これは表現が私うまくできませんけれども、そういうものはあるいはアメリカを抜くような状況ではないか、こんなふうに思ひます。ことに私は、わが国の国民性からいひまして、テレビというものの非常に関心を持って、また国民生活の事情からいひまして、そのように思ひたれて、なりませぬ。そこで私はこんなことを思ひたのであります。聴視率は、さうであるが、さらに進んで、一体テレビにどれだけの時間をかけておるかということもひとつ考えてみたい。それからまた、同じテレビを一時中でも非常な関心を持ち、熱意を持って見ておるといふようなことも考えの中に入られて見なければならぬのではないか。そのほかにきつと考えなければならぬことがたくさんある

ように思ひますが、いろいろわれわれの生活面におけるテレビというものの占める時間なり、気持ちなりというものをあわせ考えますと、これはアメリカなどに比べもつかぬほどの高い率と言ひますか、強い力を持って影響しておるんじゃないか。われわれの生活を占拠——と言ひてはいけぬけれども、われわれの生活面を占めておるんじゃないかというふうな感じがするのではありません。こういうことについては聴視率、加入率というふうなものにはつきりつかむことはできませんけれども、しかもNHKとしてはいろいろな角度からいろいろの問題を調査、研究を進められておるようであり、それから、そういうふうなものを見方というものは、そういうものの基準の発見ということについてはどの程度に進められておるんですか、承ることができればありがたいわけでは。

○前田(参考人) 御指摘の点につきましては、NHKは四年前から記憶しておりますが、足かけ四年前になります。日本でも初めて、世界でも初めてですが、いわゆる生活時間調査の結果というものを上下二巻にわたる大冊で発表いたしました。これは生活環境のすべてを通じて、放送が一般家庭にどれだけの時間を関係をもつて測定されるかという点に私どもとしては重点を置いたものでございまして、これによって、少なくとも当時の日本の国内社会と放送との関係はきわめて密着している、時間的にもかなり長時間であるということが実証されております。私どもは、この調査を四年おきごとにやつていきたいという考え方を持っておりますが、このことは、特にわが国においては放送と国民生活が全く直結されているという事実を示しておると思ひます。したがって、この点からも放送番組の内容というものは、われわれは、そういう点から見て、社会的責任を發揮するといふ方向に土台を置いて、あらゆる種類の番組を制作すべきである、このように考えております。

ただ非常に蛇足になるかもしれませんが、御質問の中に含まれておりますので、所見を申し上げたいと思ひますが、テレビジョンの技術開発についてはNHKの歴史はアメリカの歴史よりもはるかに古いものでございまして、昭和の初年にNHKの技術研究所が初めてテレビの開発に手がけたわけでございます。これは世界的に見ると、非常に早い時期でございます。ただ第二次世界戦争といふものが一つの障害となつて——アメリカは、御承知のように、全国ネットができましたのは、サンフランシスコの平和会議といふものを土台として国務省及びアメリカの国の政策としてそのネットワークをつくらしたわけでございますが、NHKの場合は、卒直に申し上げて平和条約の効力発生までは、テレビジョンを実用化することを事実上できない環境の中に置かれておつた。そういう意味で、今日日本がアメリカに次いで第二のテレビ国になったかのごとき印象を与えるわけではございませんが、その内容は全く別のものでございまして、ある意味では、日本が私は世界最高ではないかと思ひます。アメリカの計算のしかたは、テレビの台数を基礎とする計算でございますが、日本の場合は、御承知のように世帯がいかに多くテレビを見ているかという仕組みになっております。これと、先ほど申し上げた生活時間調査という結論から見ても、番組制作者はほとんど必ずきであるといふことを痛感いたしております。

○金丸(徳)委員 時間を詰めてやれという委員長からの言ひつけでありますから、この問題だけで打ち切りますけれども、私はなぜかういふことを問題にしたかと言ひますと、公共放送としての重要性を痛感しながら、いよいよその使命の達成に全精力を注ぎ得るときがきたのだ、こう思つたものでございまして、さうではないかといふことを念を押したようなわけでございます。いまの会長のお答えによつて、私は次のことに移ります。

NHKはこれまで建設時代においては思うにまかせぬ点があつたかもしれませんが、放送内容、放送技術などについて若干の不十分さがあつたかもしれぬ。しかし、それは建設時代であつたか

ら、世間もこれを了とし、がまんをしておつたのかもしれない。しかし今日は、さうでなくともよい時代を迎へました。ことにいまのように非常に国民生活の大きな面を占めて、影響力も強くなつてまいり、まさに公共放送としては、そういう新しい時代に処する新しい心がまえを持つてこれから進んでまいらなければならぬ、三十九年度決算を承つての感じを申し上げます、そのときからさういふ時代を迎へた、こう思つたのであります。そういうことで、いよいよ放送内容の向上、時間の延長、難視聴地帯の解消あるいは混信防止といふようなことに向かつて全精力を注ぎ得るときがきたし、注がなければならぬと思ひます。そういうときにおいてただ一つ、これは非常にこまかいことで相済まぬことではあります、ゆうべ私はあるところのテレビを見ておりました。ニュースのときでありましたが、アナウンサーの言うことと出てくる名前の字とが違つておつた。これはつまらないことであり、もちろん放送担当者といへども神さまでありませんから、ある場合には間違ひがあつたほうがあいきやうがあつていいといふことが言えるかもしれないが、ただ私が心配いたしますのは、間違ひなくともいいものを間違ひるのは、何か別のところに原因があるのではないか。つまらぬところで間違ひたらいけないし、その間違ひがすぐ直せるような機構がもうとられてもいいのではないか、こう思つたのであります。これは犯罪者の名前が違つておつた。どちらがほんとうであるかといふことを疑問に思ひながら、もしかしたら間違つたやうなことであれば、字幕として出さなかつたほうによかつたのじゃないかと思ひました。そこで七時のニュースのあと、また九時のニュースを見ましたら、そのときもまた同じ間違ひを起こしておりました。残念千万でありました。しかしさういふことがないようになつたのか、いいのではないかと。こういうことがなせ起きたか、いろいろ考えられます。もしかししたら手が足りないのじゃないか、あるいはその手が足りないのがどこかに



ちよつとした穴があるのではないか、こんなふう  
に思つたのであります。こういうことをここであ  
まり強く言うのはいけませんけれども、公共放送  
としてNHKは重大な責任を持つていただきた  
い。テレビ王国といふやうな、重大な影響力を  
持つてゐる。原子力よりも大きなものを持つて  
ゐる。原子力は世の中に出てまゐるときには悪魔の  
ごとく出てきた。ですから、きられ者になつて  
しまひましたけれども、もし人類に役立つといふ  
ことになれば、たいへんなものじゃないかとさ  
え私は思う。にもかかわらず、悪魔のごとき扱いを  
受けてゐる。しかしテレビ放送は非常によう  
に文化的に平和的にデビューしたもので、す  
たいへんなかつた中で喜ばれつつ、大きな人  
類の次の時代を築き上げることができるような力  
を持ちながら進んでゐる。そして、それは公共放  
送が全面的に責任を持つてゐるような形であ  
る。そういうふうな大きな影響力を持ち、監視  
者もそういうふうな気持ちでもって目をさらす  
うにして見てゐる。したがって露ほどの間違ひも  
あつてはいけないといふ心がまえでいかなければ  
いけないと思ふのですが、そんなことがまだあ  
る。私はめつたに見る時間がありませんでした。そ  
も、たまたま見たら、そんな目にあひました。そ  
れは犯罪者の名前だから、どちらでもいいと言わ  
ればそれまでですが、もしそれが解説の裏のほ  
うの間違ひだったら、その他のものだったら、こ  
れは全くのつや消しといふやうな、興味半減にな  
り、せつかくの苦勞が水のあわにならぬとも限ら  
ぬと思ふますから、いよいよ放送内容の整備、充  
実、向上に全精力が傾倒できるやうな時代を迎え  
た今日において、私はそういう方面に大きく関心  
といふますか、力を注いでいただかなければなら  
ぬと思ふます。私がきよう発言の許しを得ました  
ねえ、実はそういうことであつたわけですが、  
時間がありませんので、以上をもつて要望み  
たないことを申し上げましたが、もしお答えが  
いただけるものなら簡単にお答えをいただきた  
と思ふます。

○前田参考人 御指摘の点は、おそらく名前を指  
摘されませんでした。ゆへべのNHK放送では  
ないかという気がして伺つておりました。もしさ  
うな事態があつたとすればまことに申しわけな  
かつたと思つておりました。

ただ、いまの先生のお話の中で、いままでは建設  
をやつていたんだから番組組は手を抜いたかの  
印象を与えるやうな御発言もございましたが、そ  
のようないふことは絶対ございせん。私も建設  
会社ではございせんので、放送の中身を使命と  
する協会ではございせんから、建設をしたからと  
いつて放送で手を抜くといふやうなことは絶対  
ございせん。私もその点では公共放送の責任  
を、いかなる時点においても、いかなる環境にお  
いても貫いてまいりたいといふことを考えてお  
ります。その点だけ申し上げておきたいと思ひ  
ます。

○松澤委員長 樋上新一君。

○樋上委員 私は、昭和三十九年度NHK決算報  
告について二、三の質問を申し上げたいと思ひ  
ましたが、前の二人の先生方の質問でほとんど重  
複するところがございせんので、重複をなるべく  
避けて、要点のみ申し上げます。また、ただいま  
委員長から、会長さんは面会があるので先に会長  
に質問をせよ、こういうぐあいに言われましたの  
で、順序を変えまして、会長さんに質問したいと  
思ひます。

小林郵政大臣がラジオだけ単独の受信料を取ら  
ないやうにするため放送法の一部改正を国会に提  
出されて、来年の四月から実施された場合の減収  
をどの程度見積もつておられるか、そういう点  
と、もう一つは、受信料の廃止で協会の運営に支  
障がないかどうか、その点ひとつお伺ひしたいと  
思ひます。

○前田参考人 この点につきましては、私も  
は、御質問の中身は、たまたまの問題と実際の  
問題、両面からの御質問ではないかと考えてお  
ります。たまたまの問題から申しますと、公共放  
送はやはりすべて放送を利用する方々から維持さ  
れ、そしてそれを仕事の基盤とするといふ考え方  
に現行放送法は立つておると考えますので、私  
どもとしては、いかなる形においてもNHKの放送  
を利用される方々に対しては公平な負担をお願い  
いたしたいといふ考え方でございせん。これにつ  
いて、この面の一部改正が行なわれるわけでは  
ありませんが、一部改正と実際のこのたまたまの  
よくなるかといふ点になりますと、私どもは  
よ、このやうな改正が行なわれてもNHKのよ  
て立つところの基盤である受信料制度を基礎と  
すし、同時にわれわれも、ゆるぐことのないや  
な措置と研究を行なうべきだといふことを考  
へております。経営自体につきましては、私ども  
のたまたまから立つて、御承知のやうにいかな  
る事業をなさるかといふことから、予算の範囲  
、したがって監視者負担が決定するといふた  
え、このたまたまはわれわれの事業計画にお  
いて、私はこれは率直に申し上げて、何と申しま  
すか、調整すべきである、私も執行機関として  
そのやうに考えるわけではございせん。

○樋上委員 いま放送の公共性といふことから  
ういうぐあひにおつちやつたことはわかつた  
ございせんけれども、それでは、この際、甲の料  
金も値下げしてもよいのではないかと私は思  
ひます。この点、御所見はいかがでござ  
いますか。

○前田参考人 現在の情勢と、これからNHK  
がやるべき仕事といふ点から考えますと、呼び名  
は甲乙という形になつておりますけれども、実質  
的には乙の部分はいわゆる経過措置でござい  
ますから、甲全体の受信料を値下げするといふ  
ことは、NHKの事業を縮小せよといふことと  
関連するかどうかは私どもは御質問の中  
でくみ取りにくかつたのでございせんが、少  
なくとも公共放送の責任を最小限度でも果  
たしていただくたてまえでは、甲料金は現  
状どおりにしたいと思ひます。

○樋上委員 それでは会長さん、これでけ  
つこう

でございせん。いまの問題でございせんが、来  
年四月から実施された場合、会計のほうの減  
収見込みはどの程度見込まれてゐるの  
でございせんか、どうか。

○佐野参考人 四十二年の予算の御審議にあ  
ずかりました際に、四十二年におきましては乙  
受信料収入七億と算定をいたして御承認を得  
ております。これに關します乙の受信契約数は、大  
かた四十二年度末百二十五万にならう。その百  
二十五万のベースの上で、年間を通じて七億の  
収入を見込んでございせんが、これをかりに  
その数字を基礎といたしまして四十三年度に推  
定をいたしますと、四十三年度では八億六千  
万円の収入を現在において見込んでおるとい  
ふ現況でございせん。

○樋上委員 この決算書におきまして、拝見  
いたしますと、乙受信料は前年度に比べて六  
億三千万円も減収してゐるのですね。これは  
どういふ理由になつてゐるのですか。

○佐野参考人 三十九年度は御承知のやう  
にオリンピック開催の年でございまして、先  
ほど来話が出ておりますやうに、全国のテレビ  
ジョンの置局関係も非常にテンポで推進を  
いたしました。特にテレビジョンにおきま  
すオリンピック放送の魅力と申しますか、その  
関係で、当年契約乙から甲のほうへの転換が  
非常に多く促進されたといふ関係で、契約乙  
のたまたま御指摘のやうな数字になつたかと  
記憶をいたしておりました。

○樋上委員 今度は大臣にお伺ひしたい  
のですが、大臣は、今度のなにはFMやカ  
ラオジオも一切取らないといふ御意見で  
ございせんか。

○小林国務大臣 さやうなことでござ  
いせん。

○樋上委員 これは私少し問題があるの  
ではないかと思ふます。FMやカラオジオのほう  
は、ぜいたく品なんじゃないですか、さやう  
なところにつけられるものは、それまで一  
切含まれるべきではないと思ふますが、どう  
ですか。

○佐野参考人 四十二年の予算の御審議にあ  
ずかりました際に、四十二年におきましては乙  
受信料収入七億と算定をいたして御承認を得  
ております。これに關します乙の受信契約数は、大  
かた四十二年度末百二十五万にならう。その百  
二十五万のベースの上で、年間を通じて七億の  
収入を見込んでございせんが、これをかりに  
その数字を基礎といたしまして四十三年度に推  
定をいたしますと、四十三年度では八億六千  
万円の収入を現在において見込んでおるとい  
ふ現況でございせん。

○樋上委員 この決算書におきまして、拝見  
いたしますと、乙受信料は前年度に比べて六  
億三千万円も減収してゐるのですね。これは  
どういふ理由になつてゐるのですか。

○佐野参考人 三十九年度は御承知のやう  
にオリンピック開催の年でございまして、先  
ほど来話が出ておりますやうに、全国のテレビ  
ジョンの置局関係も非常にテンポで推進を  
いたしました。特にテレビジョンにおきま  
すオリンピック放送の魅力と申しますか、その  
関係で、当年契約乙から甲のほうへの転換が  
非常に多く促進されたといふ関係で、契約乙  
のたまたま御指摘のやうな数字になつたかと  
記憶をいたしておりました。

○小林国務大臣 これは、従来ラジオの受信料の免除などはある程度社会政策的な意味を含めて、社会福祉の意味がおもでいろいろ免除その他の処置をしてきておったのでありますが、今度のラジオのみの受信料免除というものは、そういう従来の考え方にとらわれていない、ぜひたくであらうが、負担力があるものであろうが、そういう標準でなくて、ラジオ受信料というものはやめてよいのではないかと、要するにテレビの受信料でNHKの経営ができる、こういうたてまえでやっておりますので、したがって従来のような特別免除のような思想を持ち来たさなひとつやつていこうじゃないか、こういうことでございます。

○樋上委員 放送法については、またこの次にもう少し詳しく伺いたいと思います。

今度は三十九年度の収支予算について、当委員会では四項目の附帯決議をつけたわけで、「オリンピック放送の実施に万全を期する」と要望しておられたが、その取材態勢ははたして十分であったか。まず言うならば、記者、カメラマン、アナウンサー、技術関係者の当時の動員計画をお聞きしたい。

○浅沼参考人 お答えいたします。

オリンピックの国内放送、それから内外の放送機関等への番組提供業務に従事した総体人数は約千八百名でございます。取材、カメラ、アナウンサー、それからプログラムディレクター、技術、ほとんどNHKの全勢力をあげてこれに取組んだ次第でございます。

○樋上委員 そのときに、非常に膨大な器材を購入されておりますが、その活用点についてはどういうやり方をされておりますか。

○三熊参考人 御承知のとおり、当時テレビジョンの中継をするために、中継車とか録画するためにVTRというものをたくさん購入したわけですが、たとえば例を申し上げますと、テレビ中継車を新設が四台、全国にありますものを含めまして十九台使いました。それから、録画しますVTR、これは新設が二十八台、実際に使いまし

たのは三十三台、東京にその差の部分があったわけでございます。そういうような新しく買いましたものは、六カ年計画において、前々から六カ年後には必ず地方にそれを配付するという予定だったので、たまたまオリンピックがあったものですから、その配付時期が早まりまして、いわゆるオリンピックが終わりますと、そのVTRの二十八台は、東京のセンターに十八台、それから地方の局に十台、その後同年度に十台つくりましたので計二十台というようにして、全部地方の局に分配しまして、地方のローカル放送ができるだけ活発にできるように、器材を全部送ったわけでございます。

○樋上委員 それでは次に、三十九年度事業報告書に対する郵政大臣の意見書では、学校放送番組の利用促進が要望されておりますが、協会はどのような処置をとられたか、またその成果はどうだったかということをお聞きしたい。

○浅沼参考人 昭和三十九年度以降特に高校の視聴率が落ちておりましたので、テレビの高校向け番組を新たに週間二本増設いたしました。そうして内容を充実して、できるだけ利用の便に供した次第でございます。さらに本年度におきましては、ラジオの番組におきまして、やはり高校向けの番組として「世界の歴史」あるいは「古典研究」それから「青年期の探求」「人間とは何か」といったような新しい番組をつくりまして、できるだけ高校生の方の御利用の便に供したいと考えております。

それからまた、各地区におきまして、具体的な学校放送番組の研究会といったようなものがかなりひんばんに開かれておりますが、それにNHKから参加いたしました、できるだけ高校向け番組、それから中学生向け番組の利用方法等のことについて、その勧奨を行なっております。

○樋上委員 今度は、三十九年の九月一日より日本と沖縄のマイク回線の開通によって、この年度から沖縄の放送事業者に対する番組の提供が開始されましたが、同年度における番組の提供状況

はどういうようなものでしょうか。

○浅沼参考人 沖縄地域に対する番組の提供でございますが、三十九年度は、テレビにおきまして一日平均三時間一分、ラジオにおきまして一日平均二時間四十三分の各種番組を提供いたしております。提供先は、御承知のように沖縄テレビ、琉球放送、それに琉球政府の文教局に教育番組を提供しております。

○樋上委員 これはその当時テープを向こうへ渡すのですか。なま放送じゃないですか。

○浅沼参考人 マイクロ回線ができてからからは、マイクロ回線を使用する分と、それからビデオテープを直接送る分と両方ございます。

それからラジオにおきましては、主としてテープ送り、それから大相撲等の場合にはライン送りで放送いたしております。

○樋上委員 その当時の収支はわかりますか。

○浅沼参考人 昭和三十九年度におきましては、沖縄に対する提供料総額は五百八十一万五千円でございます。

○樋上委員 この収入の点につきましては、向こうは民間放送ですね。その民間放送にNHKが番組放送を送り、またテープで送る。それにスポンサーをつけると、放送法に抵触するのじゃないかと思うのですが、そういう点は、その当時はどうなっているのでしょうか。

○浅沼参考人 御承知のように、向こうには民間放送だけしかございません。しかも沖縄の同胞はNHKの放送を非常に熱望して見たがっているわけでございます。そういった点で、どうしてもその商業放送の機関を通して放送してあげなければ、ほかに方法はないわけでございます。スポンサー云々の問題は、公共放送として、公共放送の番組にスポンサーをつけるというところは好ましくは思っております。向こうの民間放送が非常に経営難でございます。ある程度スポンサーをつけなければ、どうも経営状態が思わしくないというふうな実態でございますので、私どもはできるだけ番組

の品位を傷つけないようなコマーシャルをおつけになつていただきたいというふうにお願ひしまして、そういった線でコマーシャルが入ってくるというところでございます。実情は申し上げたとおりでございます。

○樋上委員 現在もそのままで行なわれているんですね。

○浅沼参考人 さようでございます。

○樋上委員 それじゃ、これを最後にして終わりますが、雑収入の十一億一千万円の内訳は、当初予算に比べて四億数千万円も大幅に増加しているのですが、これはどのような原因によるのでしょうか。

○志賀参考人 三十九年度の雑収入の決算額につきましては、ただいまお話がございましたように、予算が六億四千五百万円でございますが、十一億一千万円の収入がございまして、四億六千万円の収入超過に相なっております。

これの大きな理由といたしましては、ただいまお話がございましたように、オリンピックが当時ございまして、外国の放送機関に対してNHKが設備その他の便益の供与をいたしております。この実費を回収いたしました関係から、この費用が収入になって、これが約一億六千九百万ばかりでございます。そのほか国内の放送機関等にオリンピック関係の番組等を提供いたしました実費の回収等が約四千五、六百万でございます。なおほかには預金利息の増加、あるいは先ほど御質疑がございました放送債券の償還積み立て金の利息等につきまして、できるだけ高率に回す方法をとっておりますので、これらの預金利息等の増加が当年度の収入超過のおもな理由でございます。

○樋上委員 いまの雑収入の面で、ほかに私は雑収入の面がもっとあるのではなからうかと思う点をお伺いしたいのですが、これは、その当時からずっと毎月、毎年行なわれておると思ひますが、録音テープとか、そうしたものの不用になったスクラップ、そういったものの収入というものはどこへ入っているのですか。そういった面は大体何

ばかりあるのですか。

○志賀参考人 雑収入の中には、毎年不用品の売却の代金が回収されてまいります。先ほど加藤委員からの御質疑で、財産の売却につきましては別に固定資産売却代金の収入等がございますが、そのほかのたゞいま御指摘のようなタイプの損耗したものの売却とかあるいは紙くずとかいうようなものにつきましては雑収入に入っております。御指摘のように、この年にもこれらのものがございましたが、その収入は当年度は千七百万ばかりに相なっております。

○樋上委員 まだまだお聞きしたいことがありますけれども、時間もたゞいま経過しておりますので、この辺で終わらしていただきたいと思います。が、どうか公共放送の性質上、健全な放送事業の面にお一その努力をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○松澤委員長 明八日、午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十三分散会